

サービス付き高齢者向け住宅入居契約・（介護予防）特定施設入居者生活介護利用契約 重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約及び特定施設入居者生活介護の利用に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅（（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所）の概要

住宅の名称		フリガナ アミカノサトヒガシヤマト アミカの郷東大和				
住宅の所在地		〒 207-0032 東京都東大和市藤敷1丁目433-1				
住宅へのアクセス		最寄駅 多摩都市モノレール線北上台駅 交通手段と所要時間 徒歩16分				
住宅の連絡先		電話番号 042-590-3303 FAX番号 042-563-3585 ホームページアドレス https://kaigo.alsok.co.jp				
施原等	敷地	所有関係	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利			
		期間	2021 年 11 月 1 日 から 2046 年 10 月 31 日 まで			
		抵当権	☒ あり ☐ なし			
		自動更新	☒ あり ☐ なし			
		敷地面積	2165.84 m ²			
	住宅(建物)	所有関係	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利			
		期間	2021 年 11 月 1 日 から 2046 年 10 月 31 日 まで			
		抵当権	☒ あり ☐ なし			
		自動更新	☒ あり ☐ なし			
		建築物用途区分	耐火構造 ☒ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他()			
	併設施設	延床面積	2,414 m ²		うち、サ付き分	m ²
		所有関係	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利			
		期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
		抵当権	☐ あり ☐ なし			
		自動更新	☐ あり ☐ なし			
		施設名称	提供されるサービスの種類	事業所の場所		
				☐ 同一建物内 ☐ 同一敷地内 ☐ 隣接する土地		
				☐ 同一建物内 ☐ 同一敷地内 ☐ 隣接する土地		
介護保険事業所番号（特定施設）		1374601308				
指定した自治体名		東京都				
指定年月日（初回）		2021 年 11 月 1 日				
指定有効期限		2027 年 10 月 31 日				
入居時の要件		☐ 介護専用型(要介護のみ) ☐ 混合型(自立除く) ☒ 混合型(自立含む)				
介護保険の利用		☒ (介護予防)特定施設入居者生活介護(一般型) ☐ (介護予防)特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)				
住宅の管理者名（役職名）		氏名	齋藤 源太郎	役職名	ホーム長	
終身賃貸事業者の事業の認可		☐ 法第52条の認可を受けている ☒ 認可を受けていない				
入居開始時期（住宅の開設年月日）		2021 年 11 月 1 日				

設備の詳細

		階	定員	面積	戸数	浴室の有無	台所の有無	収納の有無	備考
介護居室	タイプA	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	30	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	
	タイプB	2階・3階	1	18.00 m ²	2	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	
	タイプC	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	3	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	
	タイプD	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	31	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	
	タイプE	1階・2階・3階	1	18.00 m ²	3	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	
	タイプ					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	タイプ					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	タイプ					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	タイプ					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	タイプ					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
一時介護室		階	定員	面積	戸数	備考			
便所	共同便所	3 か所	うち男女別	階 (か所)					
			うち、男女共用	1階・2階・3階 (3か所 (1か所等対応可能))					
浴室	居室	☐ 全部 ☐ 一部 ☒ なし							
	共同浴室	個浴	6か所 場所	2階 (3か所) , 3階 (3か所)	面積	30.34 m ²			
			併設施設との共用の有無		☐ あり () ☒ なし				
		機械浴	1か所 場所	1 階	面積	10.57 m ²			
			併設施設との共用の有無		☐ あり () ☒ なし				
		共同浴室における介護浴槽	1 か所	場所	1階	面積	10.57 m ²		
				☐ 1 チェアー浴					
				☐ 2 リフト浴					
				☒ 3 ストレッチャー浴					
			☐ 4 その他 ()						
併設施設との共用の有無		☐ あり () ☒ なし							
食堂	場所	1, 2, 3 階			面積	348.42 m ²			
	兼用	☒ あり ☐ なし			兼用設備	機能訓練室			
	併設施設との共用	☐ あり () ☒ なし							
入居者や家族が利用できる調理設備	☐ あり ☒ なし								
機能訓練室	場所	1, 2, 3 階			面積	348.42 m ²			
	兼用	☒ あり ☐ なし			兼用設備	食堂			
	併設施設との共用	☐ あり () ☒ なし							
その他の共用設備									
エレベーター	☒ あり ☐ なし								
	台数	1 基	定員	15人	ストレッチャー				
緊急呼出装置	居室	☒ あり ☐ なし			脱衣室	☒ あり ☐ なし			
	便所	☒ あり ☐ なし			浴室	☒ あり ☐ なし			
消防設備	自動火災報知設備	☒ あり ☐ なし			火災通報装置	☒ あり ☐ なし			
	スプリンクラー	☒ あり ☐ なし			消火器	☒ あり ☐ なし			
非常災害対策	消防計画	消防署への届出日 (消防署名)			2021 年 9 月 30 日	(東京消防庁北多摩西部消防署)			
	防火管理者	齋藤 源太郎							
	避難訓練	消防署の指導のもと、年 2回実施 (うち1 回は夜間想定)							

職員の状況（冒頭に記した記入日現在）

管理者	他の職種との兼務		☒ あり ☐ なし		兼務する職種		介護職員			
	業務に係る資格等		☒ あり ☐ なし		資格等の名称		介護福祉士			
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
就業に応じた事職したの種人数按年	1年未満	2		4	1					1
	1年以上3年未満		4	3						
	3年以上5年未満	1	4	4			1			
	5年以上10年未満									
	10年以上									
従業者の健康診断の実施状況	☒ あり ☐ なし									

6. サービスの内容

サービス提供の方針、サービスの提供内容に関する特色		
ご利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下のサービスを提供いたします。 ご入居者が医療を必要とする場合は、円滑に医療サービスを受けられるよう、医療機関と連携を図ります。 なお、医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外の医療サービスを自由に選択することができます。		
介護保険対象サービスの種類・提供方法等		
サービスの種類	提供方法	提供者
状況把握 (安否確認)	日中：適宜、ご利用者の状況を見ながら巡回 夜間：ケアプランに基づき安否確認を行います。	自ら実施
生活相談	・日常生活を送る中で、お困りのこと、ご不安等について、従業員がご相談をお受けします。 ・健康相談等を必要に応じて行います。	自ら実施
緊急時対応	・24時間各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してあるナースコールを押していただければ事務室及び住宅職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、従業員が駆けつけ必要な対応（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。	自ら実施
食事介助	・食堂において食事介助を行います。	自ら実施
入浴介助	・週2回入浴介助を行います。	自ら実施
排せつ介助	・利用者の状況に応じた適切な排せつ介助を行います。 ・排せつの自立に向けた援助を行います。	自ら実施
居室清掃・洗濯等 家事援助	・週1回居室内の清掃を行います。（換気扇、エアコン等電子機器については、別途業者をご案内します。） ・週2回洗濯を行います。（専門のクリーニング業者を利用する場合は自己負担です。） ・週1回シーツ交換を行います。	自ら実施
健康管理	・看護職員等により、血圧・脈拍・体温等の測定による健康状態の確認を行います。 ・年1回、提携以外の協力医療機関において定期健康診断の機会を提供します。（実費） ・看護職員等により、健康相談をお受けします。	自ら実施
服薬管理	・必要に応じて薬の管理、服薬介助を行います。	自ら実施
住宅で対応できる医療的ケアの内容		
胃ろう・腸ろう・IVH・点滴管理・ストーマ処置・インシュリン注射管理等医療行為が必要な場合は、協力医療機関との連携による対応が可能です。		
介護保険対象外サービス等		
人員配置が手厚い介護サービスの実施	□あり □なし	介護に関わる職員体制 (介護・看護職員の配置率)
食事の提供サービス	・朝食は8:00～9:00、昼食は12:00～13:00、夕食は18:00～19:00 ・食費は1日分2,363円（朝食691円 昼食836円 夕食836円 税込）。 ・1日3食で30日の場合で計算しております。 ・欠食の届出は、3日前までとし、1食ごと（税込）の食費を減額、精算するものとします。それを過ぎると減額いたしません。	委託先： 株式会社HITOWA
その他利用者の個別的な選択によるサービス提供		
週2回以上の居室清掃	あり	
週2回以上の買物等の代行	あり	
週3回以上の入浴介助	あり	

料金構造	短期利用	1日当たり	円	☐ なし	利用料の算出方法
	(介護保険外) 人員配置が手厚い場合の介護サービス費用		円	☐ あり ☒ なし	算定根拠:
	(介護保険外) 利用者の個別的な選択による介護サービス費用				
	食費		円		
	光熱水費		円		
	その他		円		
	合計		円		
	支払日・支払方法	毎月27日に請求分を指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。			
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い					
外泊、入院等での不在時の利用料として居室等利用料（家賃）、管理費はお支払いいただきますが、提供されなかった食費は翌月に清算し、選択サービス費は利用実績によりお支払いいただきます。					
自立の方					
お客様が「自立」の状態で、サービスをご希望される場合、上記月額利用料の他に、月額66,000円（税込）を、生活サポート費としてお支払いいただきます。					
料金改定の条件及び手続き					
(費用の改定) 事業者は、入居者が支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。 費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。（以下省略。入居契約書第26条参照）					
料金プラン（代表的なプランを2例）					
		プラン1		プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護1		要介護5	
	自己負担割合	1割		1割	
	年齢	70歳		80歳	
居室の状況	床面積	18.00㎡		18.00㎡	
	浴室	☐ あり	☒ なし	☐ あり	☒ なし
	台所	☐ あり	☒ なし	☐ あり	☒ なし
	収納	☒ あり	☐ なし	☒ あり	☐ なし
入居時点で必要な費用	前払金	円		円	
	敷金	300,000円		300,000円	
月額費用の合計(税込)		238,028円		246,597円	
家賃（非課税）		75,000円		75,000円	
共益費（水道光熱費含む、非課税）		75,000円		75,000円	
サービス費用 (※3) 介護保険外	特定施設入居者生活介護の費用（※1）	17,138円		25,707円	
	上乗せ介護費用（※2）	円		円	
	介護費用（選択サービス）	円		円	
	食費(税込)	70,890円		70,890円	
	その他	円		円	
※1 自己負担額を記入。介護予防・地域密着型の場合を含む。 ※2 該当する場合のみ。 ※3 上乗せ介護費用その他サービス付き高齢者向け住宅事業として受領する費用。					

サービスの提供において事故が発生したときの対応	
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。同時に東京都住宅政策本部及び保険者へ報告します。 サービス提供上の事故により入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償されます。
損害賠償責任保険の加入状況	
☒ あり （保険の名称及び加入先： 介護賠償責任保険 損害保険ジャパン株式会社 ） ☐ なし	

10. その他の留意事項

外出・帰宅・訪問等			
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に従業員へご連絡下さい。			
共用設備の利用について			
浴室	共用浴室をご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。		
機能訓練室	ご使用前は事前に従業員へお知らせください。		
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き			
事業所は、サービス提供にあたっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下身体的拘束といいます。）を行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と入居者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。 (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。 (2) 状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的・理由、時間、期間等を議事録に残し身体的拘束の手続きを行います。 (3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的・理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるよう努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」（以下、説明書といいます。）に入居者および身元引受人より説明書に署名または記名押印をいただきます。 (4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し1ヶ月に1回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、ただちに解除します。 (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を策定し、かつ介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。			
高齢者虐待防止の推進			
事業所は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。 (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業員に周知します。 (2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知します。 (3) 従業員に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施します。 (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。			
入居希望者への事前の情報開示			
入居契約書のひな形	☐ 入居希望者に公開 ☒ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない	財務諸表の要旨 （※前払金を受領する場合に記載）	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない
管理規程 （重要事項説明書）	☐ 入居希望者に公開 ☒ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない	財務諸表の原本 （※前払金を受領する場合に記載）	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない
事業収支計画書 （※前払金を受領する場合に記載）	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない	その他 （ ）	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない

役 員 名 簿

(ふりがな) 氏 名	役名等
くまがい たかし 熊谷 敬	代表取締役
はせがわ ゆういち 長谷川 雄一	常務取締役
いしまる ひろあき 石丸 廣昭	常務取締役
かきもと けんいち 柿本 健一	取締役
うえむら こうぞう 上村 晃三	取締役
かが はじめ 加賀 肇	取締役
なめかわ りか 滑川 理華	取締役
こひら まさひろ 古平 真大	取締役
たけだ あきよし 武田 明克	取締役
なかの しんいちろう 中野 慎一郎	監査役

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

介護サービス等の一覧表

サービス	区 分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
		生活支援サービスの基本料金に含むサービス	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額費用に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<基本(必須)サービス>					
状況把握(安否確認)		○		■	
・巡回 日中		○		■	
・巡回 夜間		(センサー対応)		(センサー対応)	
生活相談		○		■	
緊急時対応		○		■	
オンコール対応		○		■	
<介護サービス>					
食事介助		—		■	
排泄介助		—		■	
おむつ交換		—		■	
おむつ代		—	実費	—	実費
入浴(一般浴)介助		—	550円/回	■	週3回以上の場合 3300円/回
清拭		—		■	週3回以上の場合 3300円/回
特浴介助		—		■	週3回以上の場合 3300円/回
身辺介助		—		■	
・体位交換		—		■	
・居室からの移動		—		■	
・衣類の着脱		—		■	
・身だしなみ介助		—		■	
機能訓練		—		■	
通院介助 (協力医療機関)		○		■	
通院介助 (上記以外)		—	3300円/時間	—	3300円/時間

別添3-1「おむつ価格表」

販売価格

(単位:円)

種類	1袋の販売価格		1枚の販売価格	
おむつ	1,510	～ 5,162	75.5	～ 199.0
パンツ型	1,260	～ 2,180	48.5	～ 121.1
パッド型	506	～ 2,187	16.9	～ 81.0

- ・価格は2023年7月1日現在の販売価格になります。
- ・価格はメーカーの商品改廃、市場価格の変動により変更させていただく場合があります。
- ・販売は1袋単位の販売になります。
- ・買い物代行サービスにて購入いたしました市販品、またお持込のおむつにつきましては廃棄料は別途ご請求になります。(この場合は消費税がかかります。)
- ・詳細はホームへお尋ねください。
- ・請求は廃棄料を含んだ価格になります。
- ・廃棄料については下記の表にて算出させていただきます。

おむつ廃棄料 1枚あたり廃棄料単価×1袋の入数＝1袋あたりの廃棄料

種類	1枚あたりの廃棄料
テープ型	20円
パンツ型	20円
パッド型(500ccまで)	15円
パッド型(500cc以上)	20円

※表示している価格は非課税となります。

減算					
☐	身体拘束廃止未実施減算（要支援1）	-18/日	-19円	-38円	-57円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要支援2）	-31/日	-33円	-66円	-98円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護1）	-54/日	-57円	-114円	-171円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護2）	-61/日	-65円	-129円	-193円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護3）	-68/日	-72円	-144円	-215円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護4）	-74/日	-78円	-156円	-234円
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護5）	-81/日	-86円	-171円	-256円
☐	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算			
☐	業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算			
☐	看護・介護職員が欠員の場合	所定単位数の70%で算定			

◆看取り介護加算	
(Ⅰ)	①当該施設の看護職員、病院または診療所、指定訪問看護ステーションのいずれかの看護職員との連携で24時間連絡できる体制をとること。 ②看取りに関する指針を定め、施設入所の際に、入所者とご家族に看取りに関する定めた指針について内容の説明を行い、同意を得ること。 ③医師、看護職員、介護支援専門員、介護職員などが当該施設においての看取りについての協議を行い、指針について適宜見直すこと。 ④看取りに関する職員研修を行うこと。 ⑤看取りケアは個室または静養室などを利用し、本人、ご家族、周囲の入所者に配慮すること。
(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。
◆認知症専門ケア加算	
(Ⅰ)	①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が入居者の50%であること。 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること。 ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。
(Ⅱ)	①認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ②介護、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定であること。
◆高齢者施設等感染対策向上加算	
(Ⅰ)	①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応すること。 ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
(Ⅱ)	①診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
◆新興感染症等施設療養費	
利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを提供すること。	
◆生産性向上推進体制加算	
(Ⅰ)	①加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ③職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
(Ⅱ)	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
◆サービス提供体制強化加算	
(Ⅰ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上であること。
(Ⅱ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士60%以上であること。
(Ⅲ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上30%以上であること。
◆介護職員等処遇改善加算	
①月給による賃金改善を実施していること。 ②旧ベースアップ等加算相当の賃金改善を実施していること。 ③介護職員の職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 ④介護職員の賃金向上の目標及び研修機会の提供または技術指導等の実施、資格取得のための支援について全ての介護職員に周知していること。 ⑤介護職員について経験、資格等または一定の基準に基づき、昇給する仕組みを設けていること。 ⑥経験、技能のある介護職員のうち1人以上は賃金改善後の賃金見込みが月額440万円以上であること。 ⑦サービス提供体制強化加算(Ⅰ)または(Ⅱ)及び入居継続支援加算を算定していること。 ⑧職場環境等要件を満たしていること。 (Ⅰ) ①～⑧の全てを満たすこと。 (Ⅱ) ①～⑥、⑧を満たすこと。 (Ⅲ) ①～⑤、⑧を満たすこと。 (Ⅳ) ①～④、⑧を満たすこと。	

<看取り介護実施における職種ごとの主な役割>

職種	役割
主治医	- 健康状態の確認 - 看取りに関する本人および家族への説明、意思確認 - 看取り期の診断と家族への説明 - 看取り期の医療対応(夜間、緊急時の対応と連携体制) - 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載、家族への説明
看護師	- 医師、医療機関との連携 - 入居者の健康管理、状態把握 - 看護ケアの提供(安楽の援助、看取り介護時の必要な措置等) - カンファレンスの参加 - 家族への説明や相談対応 - 夜間および緊急時の対応(オンコール体制)
介護支援専門員	- 家族への相談、支援 - カンファレンスの参加 - 看取り介護計画書(ケアプラン)の作成
生活相談員	- 家族への相談、支援 - カンファレンスの参加 - 看取り介護計画書(ケアプラン)の作成
介護スタッフ	- 日常的な介護ケア(食事、排泄介助、清潔保持の提供等) - 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位支援 - 日々の状態、経過観察と記録の作成 - カンファレンスの参加 - 家族への適時対応

6. 入居後の介護の考え方

<安定期>

入居後は当事業所での生活に慣れていただくことを主としたケアを行います。当事業所のできるケアをご説明するとともに、常に医師との連携を図り、治療が必要な場合は、選択肢を提案し、それに対する希望や要望を確認します。緊急時の対応については、あらかじめ契約書、重要事項説明書、事前意思確認書等に沿って行います。この場合、医療が必要とされた時に、入院されるか否かまたは酸素吸入、輸液、喀痰吸引等の医療行為を行うか否かに対する意思をあらかじめお伺いします。

<看取り期>

回復の見込みがないという医師の診断をもとに、日々の経過と様子をみながら、看取り介護計画書を作成し、家族等に説明し、想定される状態と事業所が行うケアについて、同意をいただきます。

7. 看取り介護

- ① 入居者および家族に対し、医師から十分な説明を行い、改めてその同意を得て職員間で連携をとり、看取り介護を行います。
- ② 日々の状況を把握し、随時、家族に連絡するとともに、付き添い、宿泊の可能性等について、ご相談します。
- ③ 事業所では、看取り介護計画書に基づき、ケアを行い、記録を行います。また尊厳ある安らかな最期を迎えるため、入居者や家族の意向に沿った生活空間、身の周りの環境整備に努めます。
- ④ 緊急時その他連絡が必要であると認めた場合、速やかに連絡します。
- ⑤ 入居者および家族の意向に変化がある場合には、必要に応じて適宜計画を見直し変更します。